

宮崎中央公園さくらまつりマルシェ開催規則

■規約の履行

1. 出店者は、以下に述べる各規約および主催者から提示された「出店のルール」を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出店申し込みの拒否、出店の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更、会場からの退去を命じることができます。
2. 出店者から事前に支払われた費用の返還および出店取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出店者および関係者の損害も補償しません。

■出店資格

1. 出店者は主催者が定める「中央公園さくらまつりマルシェ」の開催趣旨に合致する商品・サービスを提供する法人・個人・団体などに限定します。また、主催者（実行委員会）は主催者の出店基準に従い、法人・個人・団体、商品・サービスなどが出店に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出店をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

〈申込受付の保留または出店をお断りする事例〉

- ・ 申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・ 出店内容が「中央公園さくらまつりマルシェ」の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ・ 出店者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
- ・ 来場者や他の出店者などから苦情が予想される場合
- ・ 出店者が自ら法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは、申し立てを受けている場合
- ・ 出店者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）であること、またはあったことが判明した場合。出店者が出店のために委託・雇用する者が

反社会的勢力であることが判明した場合

- ・その他出店が著しく不相応と判断される場合

2. 出店申し込みを正式に受理した後でも、出店者が「出店規約」「出店のルール」などに従えないと主催者が判断した場合、主催者は出店を取り消す権利を持ちます。

■出店申し込み

1. 「中央公園さくらまつりマルシェ」は、出店希望者からのお申し込みを主催者が受理し、出店依頼のご連絡をさせていただいた時点をもって、正式な出店申込受理とします。
2. 出店申し込みを正式に受理した後であっても、主催者が開催する出店者説明会を欠席した場合は、出店を取り消します。

■出店キャンセルについて

1. やむを得ない事情により出店取り消し・解約をする場合は、出店するマルシェの一週間までに書面にて主催者に届け出てください。